

年 月 日

氏名 _____ 印 _____

株式の売却計画書（知る前計画）

私は、次のとおり株式を売却する予定である。そこで、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条第 1 項第 14 号及び第 63 条第 1 項第 14 号によるインサイダー取引規制の適用除外を受けるために、以下のとおり株式の売却に関し、この計画を策定した。

1. 売却の形式及び内容

- ① 銘柄名 ●●株式会社の普通株式（証券コード：●●●●）
- ② 売買の別 売却
- ③ 売買の日 譲渡制限解除日（※）の翌々営業日から、下記「④売却数量」に記載の売却対象株式の売却が完了するまでの毎営業日。ただし、下記「④売却数量」に記載の【各売却日における売却数量】の全部について売買が成立しなかった売却日が【5】営業日連続して生じた場合には、翌営業日以降は売却しない。

（※）「譲渡制限解除日」とは、●●株式会社（以下「発行会社」という。）から譲渡制限付株式（所得税法施行令第 84 条第 1 項に定義する特定譲渡制限付株式その他の譲渡制限が付された株式をいう。以下同じ。）として 202●年●月●日以降に交付された株式及び今後交付される株式（以下「本株式」という。）の譲渡制限が初めて解除された日（但し、定年退職その他譲渡制限の解除の有無及び時期につき私自らの裁量の余地のない事由によって譲渡制限が解除される場合に限る。）をいう。以下同じ。

- ④ 売却数量 【売却する総株式数】
譲渡制限解除日において、私が保有し、かつ、譲渡制限が解除されている本株式のうち、当該本株式に係る退職所得の金額（所得税法第 30 条第 2 項に定める金額をいう。以下同じ。）の計算上

の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の取扱いに応じて、次の(a)又は(b)に定める割合の数の本株式（ただし、いずれも単元未満株式が生じる場合には、これを切り捨てる。以下「売却対象株式」という。）を売却するものとする。また、次の(a)又は(b)のいずれに該当するかについては、発行会社の担当部署に確認することとする。

(a) 上記残額の二分の一に相当する金額が退職所得の金額となる場合：【20】%

(b) 上記残額に相当する金額が退職所得の金額となる場合：【40】%

【各売却日における売却数量】

各売却日における売却数量は以下の「各売却日の売却数量計算式」（以下「本計算式」という。）のとおりとする。

【各売却日の売却数量計算式】

$$\text{各売却日の売却数量} = \frac{\text{(i)}}{\text{(i) + (ii)}} \times \text{(iii)}$$

- (i) 売却対象株式の数
- (ii) 私以外の者に譲渡制限付株式として交付された発行会社の普通株式であって、売却対象株式の譲渡制限解除日と同日に譲渡制限が解除される株式のうち、本計画と同一の内容で売却する日及び数量を定めた知る前計画又はその写しを売却対象株式の譲渡制限解除日の 10 営業日前までに大和証券株式会社に提出し、かつ、当該知る前計画に基づいて売却を行う旨を売却対象株式の譲渡制限解除日の 5 営業日前までに発行会社に通知している者が当該知る前計画において売却を計画している株式の総数
- (iii) 譲渡制限解除日が属する月（以下「譲渡制限解除月」という。）の前月（譲渡制限解除日が譲渡制限解除月の 1 日から 10 日までの間に属する場合には前々月）（以下「基準月」という。）の東京証券取引所の全取引日における発行会社

の株式の1日あたりの平均出来高の【30】%の数（以下「単日合計売却株式数」という。）

但し、以下の条件に従う。

- (1) 計算の結果、単元未満株が生じる場合には切り捨てる（ただし、各売却日における売却数量が1単元に満たない場合は切り上げる）。
- (2) 各売却日において私が保有する売却対象株式の数が本計算式による売却数量に満たない場合は、当該売却日における売却数量は、当該売却日において私が保有する売却対象株式の全てとする。
- (3) 各売却日において、本計算式に従って計算した数の売却対象株式の売却注文を行い、又は当該数の売却対象株式を売却する契約を締結したが、私自らの裁量の余地のない事由によって売買が成立しなかった場合には、売却できなかった売却対象株式はそれ以降の売却日に本計算式に従って計算して売却するものとし、売却対象株式の全ての売却が完了するまで売却を継続するものとする。ただし、【各売却日における売却数量】の全部について売買が成立しなかった売却日が【5】営業日連続して生じた場合には、翌営業日以降は売却しない。
- (4) 基準月の1日以降に上記①の銘柄について株式分割、株式無償割当て又は株式併合（以下「株式分割等」という。）があった場合、基準月の1日から株式分割等がなされた日の前日までの各日の出来高の株式数に分割比率又は併合比率を乗じた数を当該各日の出来高の株式数として単日合計売却株式数を計算するものとする。

なお、「分割比率」又は「併合比率」とは、株式分割又は株式併合の直後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合の直前の発行済株式総数で除した比率とし、株式無償割当ての場合には、無償割当ての直後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を無償割当ての直前の発行済株式総数（自

己株式を除く。)で除した比率とする。

- (5) 各売却日において、前場及び後場の2回に分けて売却することとし、それぞれの売却数量は本計算式により計算される各売却日における売却数量を2で除した数量（ただし、2で除した結果として単元未満株が生じる場合は全ての単元未満株を合計して1単元とした上で前場において売却するものとする。）とする。売却注文の方法は、いずれも各売却日の前営業日（前営業日に取引が成立していなかった場合には直近の取引日）における東京証券取引所の発行会社株式の終値（以下「本終値」という。）から[5]%をディスカウントした金額（呼値単位以下は切り捨てる。）の指値[]かつ前場と後場それぞれの寄付前の[]注文とし、売買が成立しなかった場合、売却できなかった売却対象株式はそれ以降の売却日に本計算式に従って計算して売却する。ただし、本終値が譲渡制限解除日における東京証券取引所の発行会社株式の終値から[20]%をディスカウントした金額（呼値単位以下は切り捨てる。以下「最低価格」という。）よりも低い金額の場合、最低価格での指値注文とする。

2. その他

本計画書は大和証券株式会社に写しを提出し、大和証券株式会社にて当該提出した日付を確認し、管理することとする。

以上